

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金 申請要領

【申請受付期間】

令和7年4月14日（月）～令和7年6月30日（月）

- ※ WEB申請又は郵送により申請してください。（持参不可）
- ※ 申請は、1施設につき1回限りです。
- ※ 1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、早急な修正をお願いします。

【お問合せ先】

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金コールセンター
TEL：089-907-2260
午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

【提出先】

<WEB申請の場合>

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

①愛媛県ホームページ「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金について」
の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

②WEB申請ページ URL を入力

<https://ehime-iryofukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei>

<郵送の場合>

〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目 12-13 伊予鉄三町ビル2階
「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金」事務局 宛

【業務委託】

申請に係る受付、審査、支払、コールセンター運営業務は、伊予鉄総合企画株式会社に委託して実施します。

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）は、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

1 趣旨

物価高騰が長期化する中、光熱費や食材費高騰の影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設等、児童福祉施設等、障がい福祉施設等、高齢者福祉施設・事業所等、救護施設及び公衆衛生施設（以下「医療・福祉施設等」という。）を対象として、応援金を支給するものです。

2 支給対象者

1 対象施設

各応援金の支給対象施設は、次に該当する施設とします。

(1) 光熱費高騰分

所在地が愛媛県内にあり、令和7年4月14日時点で運営中の別表に掲げる施設。
ただし、令和7年4月1日以降に新規に開設した施設等は除く。

(2) 食材費高騰分

1 (1) に該当し、かつ令和6年6月から令和7年3月までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設。

2 対象外施設

(1) 次のいずれかに該当する者が設置する施設

ただし、①の者が設置する病院、有床診療所及び無床診療所については、この限りでない。

① 県又は市町

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

③ 県税に未納がある者

④ 上記のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めた者

(2) 上記1 (2) について、食材費を一切負担していない場合は、本応援金の支給対象外とする。

3 支給額

別表に基づき支給します。

4 申請手続

1 受付期間

令和7年4月14日(月)～令和7年6月30日(月)

WEB申請の場合：令和7年6月30日17時までの受付

郵送の場合：令和7年6月30日の消印有効

2 申請書等

申請書類			
	様式	書類名	注意事項
①	支給要綱様式 第1号 (施設区別により1～7)	医療・福祉施設等物 価高騰対策応援金 申請書	<ul style="list-style-type: none">提出方法はWEB申請又は郵送に限ります。振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。必ず申請者名義の口座を指定してください。 (※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。)
②	—	振込先がわかる書 類(預金通帳等)の 写し	<ul style="list-style-type: none">通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写しを添付してください。WEB申請での提出の場合は、写真データによる提出可

※申請書様式は、愛媛県ホームページ

(<https://www.pref.ehime.jp/page/107305.html>) からダウンロードしてください。

3 提出先・提出方法

WEB申請又は郵送により、次の宛先まで提出してください(持参不可)。

なお、WEB申請による提出の場合は、申請書の押印を省略できます。

【WEB申請の場合】※押印不要

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

①愛媛県ホームページ「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金について」
の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

②WEB申請ページのURLを入力

<https://ehime-iryofukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei>

【郵送の場合】※押印必要

(提出先) 〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目12-13

伊予鉄三町ビル2階

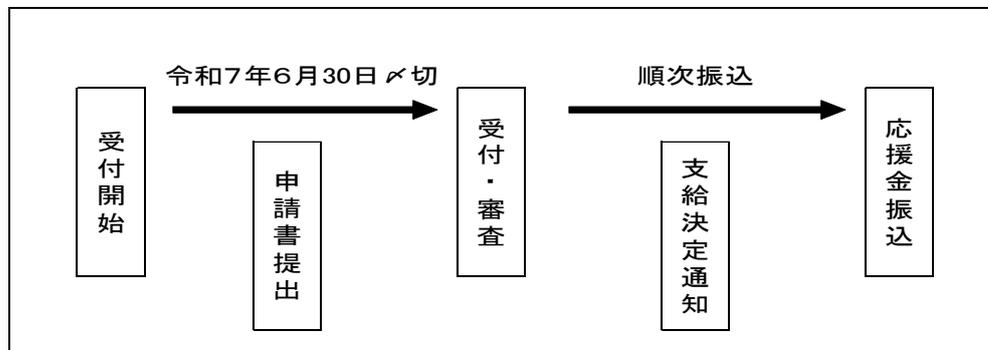
「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金」事務局 宛

4 審査・振込

事務局による審査の結果、応援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を送付のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、早急な修正をお願いします。

【審査の流れ】



5 その他

- ・ 申請は、1施設につき1回限りです。
- ・ 1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。

5 その他

- 1 応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、応援金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、応援金支給業務以外に使用することはありません。

別表：支給単価表

(単位：千円)

種別	施設区分（支給対象施設・サービス種別）	支給単価	
医療施設等	病院（保険医療機関に限る。） （定額 + 病床数による加算）	290 6/床	
	有床診療所（保険医療機関に限る。） （定額 + 病床数による加算）	290 6/床	
	無床診療所（保険医療機関に限る。）	60	
	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所	20	
	その他	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師施術所が開設している施術所に限る。出張専門を含む。）	20
		歯科技工所	20
薬局（保険薬局に限る。）		20	
児童福祉施設等	〔入所施設〕 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム （定額 + 定員数による加算）	160 6/人	
	〔通所施設〕 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、 （定額 + 定員数による加算）	90 2/人	
	〔通所系〕児童厚生施設、放課後児童クラブ	90	
	〔その他〕里親（委託を受けている世帯に限る。）	50	
障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	〔入所施設〕 施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所、医療型障害児入所、短期入所施設 （定額 + 定員数による加算）	160 6/人	
	〔通所施設〕 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス （定額 + 定員数による加算）	90 2/人	
	〔その他〕 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援施設	50	
高齢者福祉施設・事業所等 ※医療機関のみなし指定を除く。	〔入所施設〕 短期入所生活（療養）介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 （定額 + 定員数による加算）	160 6/人	
	〔通所施設〕 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 （定額 + 定員数による加算）	90 2/人	
	〔その他〕 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	50	
救護施設	〔入所系〕救護施設（定額 + 定員数による加算）	160 6/人	
公衆衛生施設	〔その他〕一般公衆浴場	30	

(注) 法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限り。